平成２７年（フ）第２２１号
滋賀県野洲市冨波乙812番地１　太陽ハイツ冨波301号
債務者　山本　雅樹
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号
滋賀県長浜市木之本町田部616番地
債務者　村濱　靖之
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
滋賀県長浜市野村町610番地
債務者　藤原　節男
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
鳥取県鳥取市賀露町北４丁目２番15号、旧住所鳥取県鳥取市叶１丁目１番25号　シャトレリバーサイド102号
債務者　船本　哲志
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
鳥取県鳥取市湖山町北２丁目818番地　サンベールマンションⅠ　３号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅１－307号
債務者　村上喜代江
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
鳥取県鳥取市湖山町西３丁目149番地３　マンションカインド207号、旧住所鳥取県鳥取市津ノ井235番地12
債務者　平野　義則
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８７号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目16番２－1005号エバーグリーン皆生、前住所島根県松江市玉湯町湯町1188番地１　メディオレシタールＡ102号室
債務者　三上満理子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４３５号
広島市安佐南区伴北７丁目35番９号
債務者　勝部　幸恵
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７号
愛媛県新居浜市田の上２丁目２番142号、前住所愛媛県新居浜市又野２丁目４－47
債務者　秋山　真古
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第８３号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目７番29号ラ　ルーチェＡ103号室、住民票上の住所香川県高松市国分寺町新名461番地１サンライズ新名Ａ203号
債務者　増井奈央子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３５号
福岡県筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬408番地
債務者　今村　惠子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦1443番地
債務者　坂口　敏江
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目８番５号
債務者　北山　清人
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目33番６号（エントピア下荒田202号）
債務者　平井真知子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
鹿児島県鹿児島市桜島武町1200番地１（市営住宅１号）
債務者　尾田原光二
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４７号
鹿児島県奄美市笠利町大字外金久1081番地２
債務者　泉　　武志
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部